

災害時の医療救護活動に関する協定

高知県（以下「甲」という。）と公益財団法人高知県総合保健協会（以下「乙」という。）とは、高知県内に南海トラフ地震などの大規模災害が発生し、災害救助法が適用された場合（以下「災害時」という。）における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による高知県地域防災計画に基づき甲が行う災害時医療対策に対する乙の協力（以下「医療救護活動」という。）に関し、必要な事項を定める。

（救護班の派遣等）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班（以下「救護班」という。）の派遣及び活動を要請するものとし、乙は、甲の要請を受けた場合は、ただちに救護班を編成し、派遣及び活動するものとする。

2 乙は、災害の状況により緊急を要すると判断した場合は、前項の規定による甲からの要請を待たずに救護班を編成し、派遣及び活動することができるものとする。

（救護班の業務）

第3条 救護班は原則として、乙が所有する健診車を用いて活動し、災害時に健診車が稼働していた場所または避難場所、避難所若しくは甲の指定する場所で医療救護活動を行う。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び簡易診療
- (2) 被災者に対する巡回診療
- (3) 健診車に搭載している医療資機材等の提供
- (4) 他の医療救護活動者と連携した活動
- (5) その他状況に応じた必要な措置

（医薬品等の供給）

第4条 救護班が使用する医療器具、治療材料及び薬剤は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙、若しくは他の医療救護活動を行う者の供給するものとする。

（医療費）

第5条 第3条に規定する活動場所における医療救護活動にかかる医療費は無料とする。

（費用の弁償）

第6条 甲の要請に基づき、乙が救護班を派遣した場合（第2条2項の規定による報告があった場合を含む。）に要する次の経費は、別に定める基準に従い、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要したもののうち、甲が必要と認めた経費
- (2) 救護班が携行又は乙が供給した薬剤及び治療材料等を使用した場合の実費

- (3) 健診車、健診車に搭載している資機材及び医療器具の破損等に係るもののうち、甲が必要と認めた経費
- (4) 救護班として医療救護活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の扶助費
- (5) 前4号に定めるもののほか、医療救護活動のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

（細目）

第7条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

（雑則）

第10条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月14日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県知事 

乙 高知県高知市棧橋通6丁目7番43号
公益財団法人 高知県総合保健協会
理事長 

災害時の医療救護活動に関する協定実施細目

高知県（以下「甲」という。）と公益財団法人高知県総合保健協会（以下「乙」という。）とは、平成28年3月14日付で締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、実施細目を次のように定める。

（要請）

第1条 甲は、協定第2条第1項の規定により乙に対して、医療救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請しようとするときは、医療救護班派遣要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。

（医療救護活動の報告）

第2条 乙は、協定第2条の規定により救護班を派遣したときは、医療救護活動の終了後、速やかに、救護班ごとに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動実施報告書（第2号様式）
 - (2) 医療救護活動班診療記録簿（第3号様式）
 - (3) 医療救護活動班員名簿（第4号様式）
 - (4) 医薬品等使用報告書（第5号様式）
- 2 乙は、協定第2条第2項の規定により救護班を派遣したときは、医療救護班緊急派遣・活動報告書（第6号様式）を作成のうえ、速やかに甲に提出するものとする。

（事故の報告）

第3条 乙は、協定第2条に基づく医療救護活動において、救護班として医療救護活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、事故報告書（第7号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（実費弁償等の額）

第4条 協定第6条第1号、第2号、第3号及び第5号に規定する実費弁償の額は、それぞれ災害救助法施行細則（昭和23年高知県規則第15号）別表第1及び別表第2の規定により算定した額とする。

2 協定第6条第4号に規定する扶助費については、災害救助法（昭和22年法律118号）第12条の規定により算定した額とする。

（実費弁償等の請求）

第5条 協定第6条第1号、第2号、第3号及び第5号に規定する経費については、乙が各救護班分を取りまとめ、費用弁償請求書（第8号様式）により、甲に請求するものとする。

2 協定第6条第4号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者が扶助費支給請求書（第9号様式）により、甲に請求するものとする。

（支払）

第6条 甲は、前条の規定による請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、法令等に定めるところにより遅滞なくこれを支払うものとする。

（有効期間）

第7条 この実施細目の有効期限は、協定第9条と同様とする。

（雑則）

第8条 この実施細目を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月14日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県知事 [印]

乙 高知県高知市棧橋通6丁目7番43号
公益財団法人 高知県総合保健協会
理事長 [印]